

61. 小坂井町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に関する回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

本町は「健やかでぬくもりのあるまちづくり」をスローガンに、少子・高齢社会に向けて、すべての人が健やかに暮らし、また、高齢者や障害者に優しく、家族や地域で助け合うことができるまちづくりをめざしています。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

市町村独自の施策継続については、近隣市町村の動向などを参考にし検討してまいります。

- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

現在、条例を制定する予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

平成15年度から低所得者の減免制度を実施しております。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

利用料については国基準により実施しており、町独自の減免制度実施の予定はありません。

- ③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

10月以降の認定方法見直しの動向を注視し、サービスが不足する場合には変更申請を行つていただくななど実態に応じて対応しています。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

窓口や電話にて相談を受け付け、わかりやすい説明に心がけています。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

認定調査員は、愛知県主催の研修に参加しています。各事業所には調査員テキストを配布し、町職員が質問等に隨時対応しています。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

第4期介護保険事業計画に沿って事業をすすめます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

町内の事業所については実態を把握し、適切な指導に努めます。財政的な支援については、財政状況が厳しい現状では、大変困難です。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

本町の配食サービスは、週2回(水・金)実施しており、88人が登録し、毎回平均60人が配食サービスを受けています。1食の経費530円のうち230円が公費、本人負担は300円となっております。配食回数の増加につきましては、現在の財政状況では困難です。

また、閉じこもり予防のための会食(ふれあい)についても実施の予定はありませんが、地域支援事業や地域でのふれあいサロンにおいて閉じこもり予防に取り組んでおります。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

現在のところ実施していません。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

地域ボランティアにより運営されている「ふれあいサロン」9箇所に対して運営支援を行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

「老齢者の所得税地方税上の障害者控除の取扱いについて」に基づき、寝たきり度・認知症基準により発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

申請書は送っていませんが、すべての要介護認定者に「障害者控除の案内」文書を送っています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

現在の財政状況では、大変困難です。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

現在の財政状況では、大変困難です。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

公平性の確保の観点から、一定の条件があることはやむを得ないと考えますが、納税相談を行ってから判断します。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

現在の財政状況では、大変困難です。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

現在、助成制度を設ける予定はありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

小学校3年生まで現物給付にて実施しています。10月からは小学校5年生まで拡大します。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

妊産婦健診については、平成21年度より産前14回分を公費負担としています。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

現在、助成制度を設ける予定はありません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

本町では、対象を生活保護基準額の1.3倍以下の世帯としています。また、各校と連絡を取

り合い、教育委員会の窓口で申請を受け付けています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

一般会計からの繰り入れは現状の町財政においては困難です。2009年度の保険税は、基金財源を一部取崩し、保険税の減額を行っています。

- イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

現在の財政状況では、大変困難です。

- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

現在の財政状況では、大変困難です。

- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

具体的に個々の案件ごとで判断します。

②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

公平性の確保の観点から、一定の条件があることはやむを得ないと考えます。なお、上記該当世帯に対しては発行しておりません。

- イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

公平性の確保の観点から一定額以上の滞納がある世帯については、短期保険証の発行はやむを得ないと考えます。

- ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

そのような行為は行っておりません。個別に納税相談を行つてから判断します。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および

医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

一部負担金の減免制度については、現在検討中です。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

利用料は、障害者自立支援法で月額負担上限額が設定されています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターの利用料と障害福祉サービスの利用料を合算した額について、障害福祉サービスの上限負担額を上限額とすることで、利用者の利用負担軽減を図っています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

現在、町単独での補助は行っておりませんが、建設・設置費補助だけでなく、その後の運営に対する補助の重要性については十分に認識しており、検討課題として捕らえています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

実施期間は通年で実施、個別・集団ともに実施しています。歯周疾患については無料にて実施しています。

特定健診は、集団健診については無料ですが、現状の国保財政では、個別健診を無料にすることは困難です。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

40歳未満の健康診査は、集団健診において無料で実施しています。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

国の基準に基づいて実施しております。40歳・70歳については無料、50歳・60歳は400円で実施しています。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

申請意思のある方には、申請書を受付け遅滞なく県東三河福祉事務所に送付しています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

急迫している場合には、住居確保し保護申請ができるよう情報提供をしています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

平成22年2月1日に豊川市と合併するため、増員の予定はありません。